

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マリアの園福祉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(業務の種類)

第3条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等)

第4条 前条の業務の場合は、その報酬として次に定める額を限度に支給できるものとする。

1日あたりの額（源泉徴収後の額）：5,000円

- 2、役員、評議員及び委員に対する費用弁償は報酬に含むものとし、これを支給しない。
- 3、前条の(4)および(5)の場合は、「社会福祉法人マリアの園福祉会旅費規程」を準用して旅費を支給する。
- 4、その他業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。